

令和 7 年 第 4 回

釧路市議会 6 月定例会報告

6 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第 5 号	「令和 6 年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件……………	3
釧路市報告第 6 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件……………	7
釧路市報告第 7 号	令和 6 年度釧路市下水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件……………	9
釧路市報告第 8 号	「令和 6 年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件……	11
釧路市報告第 9 号	「令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件…	13
釧路市報告第10号	「令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計予算繰越計算書」報告の件	17
釧路市報告第11号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	19
釧路市報告第12号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	21
釧路市報告第13号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	23
釧路市報告第14号	釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件……………	25

釧路市報告第5号

「令和6年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、「令和6年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和6年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（別紙）

令和7年6月12日

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

令和6年度釧路市一般会計予算繰越明許費に係る津波一時避難場所整備事業ほか8事業について、繰り越すべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

地方自治法施行令抜粋

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- (３ 項 略)

令和6年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左					の財源内訳					説明		
					既定財源	収入				未収	支出			財源		一般財源	
						国庫支出金	道支金	雑入	特定		市債						
2総務費	1総務管理費	津波一時避難場所整備事業	円 60,104,000	円 50,875,000	円 0	円 40,069,000		円 0	円 0	円 10,800,000	円 6,000	国の繰越承認事業としての実施による。					
2総務費	1総務管理費	大津波毛津波避難複合施設整備事業	210,262,000	210,262,000	0	105,131,000		0	0	105,100,000	31,000	国の繰越承認事業としての実施による。					
2総務費	1総務管理費	物価高騰対応生活支援交付金	1,475,368,000	309,435,000	0	278,175,000		0	0		0	31,260,000	国の繰越承認事業としての実施による。				
8土木費	2道路橋梁費	市道整備事業	63,036,000	63,036,000	0	36,021,000		0	0	26,900,000	115,000	国の繰越承認事業としての実施による。					
8土木費	5公園費	公園整備事業	21,000,000	21,000,000	0	10,500,000		0	0	10,500,000	0	国の繰越承認事業としての実施による。					

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						説明	
					既定財源	未収金			雑入	市場債		一般財源
						国庫支出金	道支金	出入金				
9 港湾費	1 港湾費	港湾施設改修事業	127,980,000 円	118,400,000 円	0 円	67,600,000 円	0 円	50,800,000 円	0 円	国の繰越承認事業としての実施による。		
9 港湾費	1 港湾費	国直轄港湾工事負担金	190,350,000	120,570,000	0	0	0	120,500,000	70,000	国の繰越承認事業としての実施による。		
10 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	44,938,000	44,938,000	0	13,353,000	0	26,900,000	4,685,000	国の繰越承認事業としての実施による。		
14 諸支出金	1 特別会計繰出金	水道事業会計出資金	300,000,000	300,000,000	0	0	0	300,000,000	0	国の繰越承認事業としての実施による。		

釧路市報告第6号

令和6年度釧路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年度釧路市水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和6年度釧路市水道事業会計継続費繰越計算書

（別 記）

令和7年6月12日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務に係る令和6年度釧路市水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法施行令抜粋

（継続費）

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（以下 略）

(別 記)

令和6年度釧路市水道事業会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続経費額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越る財源内訳			翌年度繰越る繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	損留	勘定資産	
1 資本的支出	1 建設改良費	愛国浄水場施設 浄水施設 プラント設備 工事監理業務	83,160,000 円	4,300,000 円	2,878,000 円	7,178,000 円	4,212,000 円	2,966,000 円	2,966,000 円	0 円	2,966,000 円	2,966,000 円	0 円

釧路市報告第 7 号

令和 6 年度釧路市下水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度釧路市下水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和 6 年度釧路市下水道事業会計継続費繰越計算書
（別 記）

令和 7 年 6 月 12 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

大楽毛終末処理場 2 系水処理設備更新に係る令和 6 年度釧路市下水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

(別 記)

令和6年度釧路市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越る財源			翌年度繰越る繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	他会計補助金、受益者負担金及び内部留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	大楽毛終末処理場 2 系水処理設備更新	384,000,000 円	204,000,000 円	0 円	204,000,000 円	183,180,000 円	20,820,000 円	20,820,000 円	9,300,000 円	11,451,000 円	69,000 円	0 円

釧路市報告第8号

「令和6年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度釧路市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和6年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書

（別 記）

令和7年6月12日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

令和6年度釧路市水道事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法抜粋

（予算の繰越）

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(別 記)

令和6年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	出資金	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	第3回拡張事業	円 828,308,000	円 0	円 828,308,000	円 321,200,000	円 300,000,000	円 207,077,000	円 31,000	円 0	円 0	国の繰越承認事業としての実施による。
		配水管整備事業	1,582,394,000	0	1,582,394,000	970,900,000	0	368,137,000	243,357,000	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

釧路市報告第 9 号

「令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書

（別 記）

令和 7 年 6 月 12 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算に関し、建設改良費について繰り越すべき額が生じ、及び公共下水道整備事業について事故繰越しすべき必要が生じたので、報告するものである。

(別 記)

令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備	円 427,000,000	円 4,611,640	円 407,657,260	円 164,000,000	円 191,360,000	円 52,297,260	円 14,731,100	円 0	国の繰越承認事業としての実施による。
		特定環境保全公共下水道整備	358,000,000	0	358,000,000	158,900,000	193,440,000	5,660,000	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水 整備事業	円 113,000,000	円 45,700,160	円 49,604,940	円 24,800,000	円 24,802,470	円 2,470	円 17,694,900	円 0	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。 (地方公営企業法第26条第1項の規定による令和5年度からの繰越分)

釧路市報告第10号

「令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算繰越計算書

（別 記）

令和7年6月12日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

(別 記)

令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	ガントリークレーン 改修事業	円 220,000,000	円 0	円 220,000,000	円 0	円 0	円 220,000,000	円 0	円 0	工程調整に伴い工期が翌年度にわたることによる。

釧路市報告第 1 1 号

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和 6 年 1 2 月 3 日

釧路市桜ヶ岡 7 丁目 1 2 番

2 損害賠償の額 1 0 0 , 7 1 2 円

3 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として 1 0 0 , 7 1 2 円を負担する。
- (2) 和解の相手方は、市に対し、市有車両の損害賠償金として 7 9 , 2 1 3 円を負担する。
- (3) 和解の当事者は、本件交通事故に関し、相手方に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和 7 年 6 月 1 2 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立さ

せる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

(1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。

(2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

釧路市報告第 1 2 号

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

釧路市鶴野 1 4 3 番地

2 損害賠償の額 7 2 3 , 9 2 0 円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として 7 2 3 , 9 2 0 円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和 7 年 6 月 1 2 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第13号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年3月1日

釧路市広里地先 市道鶴野広里線

2 損害賠償の額 25,960円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として25,960円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和7年6月12日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第14号

釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出する。

記

1 第57期事業計画に関する書類

（別紙1のとおり）

2 第56期決算に関する書類

（別紙2のとおり）

令和7年6月12日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（参考）

地方自治法抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 （1項 略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（3項 略）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条 （1、2項 略）

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

地方自治法施行令抜粋

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1 号 略)

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの
2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式
会社

(3 号 略)

(2 ～ 5 項 略)

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 1 7 3 条の 5 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定める
その経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び
決算に関する書類とする。

(2 項 略)

(別紙1)

第57期事業計画概要

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業計画の概要は、次のとおりとする。

1 営業概要

(1) 釧路港港湾施設管理業務

釧路市が所有する下記施設の管理業務

ア 上 屋	東 港 区	1 棟	2,727m ²
	西 港 区	10 棟	40,997m ²
イ 上 屋 上 敷 地	東 港 区	1 棟	3,838m ²
ウ オープンヤード	東 港 区		36,785m ²
	西 港 区		145,982m ²
エ 水 面 貯 木 場	整 理 水 面		80,000m ²
	貯 木 水 面		26,452m ²
オ 荷 役 機 械	石炭荷役機械	1 基	
	ガントリークレーン	1 基	
カ 港 湾 敷 地	中央埠頭背後		39,194m ²
	水面貯木場背後		235,918m ²

(2) 西港建設合同事務所貸室業

当社が所有する下記施設の賃貸事務

西港建設合同事務所	西港3丁目103番	1階床面積	649.48m ²
	1棟(貸事務所15室)	2階床面積	649.48m ²
		計	1,298.96m ²

(3) 釧路港西港区第2埠頭特定埠頭運営事業

当社が所有する穀物アンローダ(3基)及びその附帯施設による特定埠頭の運営

予 定 貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	428,434	未 払 金	105,687
未 収 金	103,937	預 り 金	401
立 替 金	14	仮 受 金	45,909
		納 税 充 当 金	1,130
		消 費 税	7,570
固 定 資 産		固 定 負 債	
電 話 加 入 権	80	退 職 給 与 引 当 金	3,600
合 同 事 務 所	8,827	借 入 金	2,843,784
投 資	10	修 繕 引 当 金	500
穀 物 荷 役 機 械	2,559,749		
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		資 本 金	25,000
		利 益 剰 余 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	67,470
合 計	3,101,051	合 計	3,101,051

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

科 目	収 益	費 用	損 益
	千円	千円	千円
経 常 損 益			
営 業 損 益			
営 業 収 益	912,972		
営 業 費		864,650	
営 業 利 益			48,322
営 業 外 損 益			
営 業 外 収 益	468		
営 業 外 費 用		42,587	
経 常 利 益			6,203
税 引 前 当 期 利 益			6,203
法 人 税			1,631
当 期 純 利 益			4,572

(別紙 2)

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	476,948,856	未 払 金	144,048,056
未 収 金	124,164,983	預 り 金	408,010
立 替 金	1,572,444	前 受 金	1,056,000
		仮 受 金	45,908,961
		納 税 充 当 金	1,002,100
固 定 資 産		消 費 税	15,135,100
電 話 加 入 権	80,300	固 定 負 債	
合 同 事 務 所	9,669,109	退 職 給 与 引 当 金	3,600,000
投 資	10,000	借 入 金	3,009,508,000
穀 物 荷 役 機 械	2,696,618,757	修 繕 引 当 金	500,000
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		資 本 金	25,000,000
		利 益 剰 余 金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	62,898,222
合 計	3,309,064,449	合 計	3,309,064,449

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

科 目	収 益	費 用	損 益
	円	円	円
経 常 損 益			
営 業 損 益			
営 業 収 益	894,558,407		
営 業 費		852,423,151	
営 業 利 益			42,135,256
営 業 外 損 益			
営 業 外 収 益	474,950		
営 業 外 費 用		38,714,359	
経 常 利 益			3,895,847
税 引 前 当 期 利 益			3,895,847
法 人 税 等			1,002,100
当 期 純 利 益			2,893,747

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

			円
株主資本			
資本金	前期末残高及び当期末残高		<u>25,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		60,004,475
	当期変動額 当期純利益		<u>2,893,747</u>
	当期末残高		<u>62,898,222</u>
利益剰余金合計	前期末残高		60,004,475
	当期変動額		<u>2,893,747</u>
	当期末残高		<u>62,898,222</u>
株主資本合計	前期末残高		85,004,475
	当期変動額		<u>2,893,747</u>
	当期末残高		<u>87,898,222</u>
純資産合計	前期末残高		85,004,475
	当期変動額		<u>2,893,747</u>
	当期末残高		<u>87,898,222</u>

